

東京都板橋区農業委員会

第24期第14回定例総会議事録

令和3年8月27日

於 下赤塚地域センター第2、第3洋室 (赤塚庁舎3階)

第 24 期第 14 回板橋区農業委員会定例総会

開催日時 令和 3 年 8 月 2 7 日（金）午後 2 時 0 0 分

場 所 下赤塚地域センター第 2、第 3 洋室
(赤塚庁舎 3 階)

出席委員 1 0 名 下記のとおり

記

議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名
1	福島 聡司	5		9	木村 博之
2		6	安井 一郎	10	田中 いさお
3	山口 賢治	7	春日 實	11	久保 秀一
4	會田 幸夫	8	田中 はつ江	12	榎本 勇

議 事

1 協議事項

- (1) 引き続き農業経営を行っている旨の証明書の発行について (資料1)
- (2) 東京都指導農業士の推薦について (資料2)

2 報告事項

- (1) 農地転用届出の専決処分報告について (資料3)
合計5件 (内訳：4条関係4件、5条関係1件)
- (2) 国有農地見回り調査の結果について (資料4)

3 次回日程

日 時 令和3年9月28日(火) 午後2時00分 開会
場 所 下赤塚地域センター第2、第3洋室(赤塚庁舎3階)

議 長	山口 賢治	会長
署名委員	田中 はつ江	委員
	木村 博之	委員
出席係員	藤原 仙昌	事務局長
	岸 幸夫	農政担当係長
	古木 輝	書記

事務局 長	<p>只今より、第24期第14回農業委員会定例総会を開会させていただきます。</p> <p>会長、進行をお願いいたします。</p>
会 長	<p>皆さま、こんにちは。</p> <p>早速ではありますが、定例総会を始めさせていただきます。</p> <p>本日の署名委員は、田中はつ江委員、木村博之委員を指名させていただきます。</p> <p>それでは、協議事項（1）引き続き農業経営を行っている旨の証明書の発行について、事務局、説明をお願いいたします。</p>
事務局 長	<p>1ページ、資料1をご覧ください。相続税納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明書の交付申請が出ております。土地所有者の住所及び氏名は記載のとおりです。対象の生産緑地番号は71番です。土地の所在は徳丸六丁目84番6で、面積は983平方メートルです。8月17日に、會田幸夫会長職務代理に現地をご確認していただいております。概ねの位置は、徳丸六丁目第5区民農園の北側になります。現地の状況をご覧いただき、問題がなければ、2ページの証明書の発行をしたいと思います。現地の詳細については、書記から画面でご説明いたします。</p>
書 記	<p>生産緑地番号71は、きれいに耕作されている様子を確認しております。トマト、ナス、ピーマン、ネギ、サトイモ、オクラ等が植えられておりました。証明書の発行にあたり、問題はないと考えております。</p>
会 長	<p>この件につきまして、ご意見、ご質問等ございますか。</p> <p>特に無いようですので、証明書の発行をお願いいたします。</p> <p>続きまして、協議事項（2）東京都指導農業士の推薦について、事務局、説明をお願いいたします。</p>
事務局 長	<p>こちらは書記からご説明いたします。</p>
書 記	<p>3ページ、資料2と「東京都指導農業士募集のご案内」のパンフレットを合わせてご覧ください。</p> <p>東京都が平成28年度に創設した「東京都指導農業士制度」による「東京都指導農業士」の認定申請書が提出されました。申請者は、記載のとおりです。</p> <p>初めに、指導農業士についてご説明いたします。優れた農業経営を確立しつつ、担い手の育成に指導的役割を果たしている方が東京都知事から指導農業士として認定されます。</p>

	<p>指導農業士の役割は、新規就農者に対する研修や地域農業の振興、女性や青年農業者が活躍できる環境づくりの推進活動を行います。</p> <p>認定までの流れですが、まず、申請者が農業委員会に事前相談のうえ、申請書類を提出します。続いて、農業委員会会長による推薦を経て、東京都農林水産部に申請書類を提出し、そこで認定審査会を経て認定されるという流れになります。</p> <p>農業委員会での推薦基準としては、3ページの3に記載されている要件をすべて満たしている必要がございます。申請者について、順番に要件に照らし合わせますと、(1)については、都内在住で都内の農地で農業に従事しているため該当いたします。(2)については、申請者は優れた農業技術を持ち、企業化も進めていることから該当すると思えます。(3)については、認定農業者であるため該当いたします。(4)については、成増農業体験学校でのゲストティーチャーの実績があります。また、農業私塾を開設し、担い手の育成に取り組んでいることから該当いたします。(5)については、3月中旬から12月中旬までの期間で研修生の受入れが可能であることを確認しておりますので該当いたします。(6)については、ボランティアの受入れや農業私塾の開設を通じて、女性や青年を積極的に受け入れていること、また、家族経営協定の締結はしていないものの家族間での役割分担を明確に行っており、女性・青年が活躍できるよう、環境整備を実践していることから該当すると思えます。(7)については、85歳未満であるため該当いたします。</p> <p>このとおり、申請者はすべての要件を満たしているため、5ページの推薦書を提出したいと思えます。</p>
<p>会 長</p>	<p>この件につきまして、ご意見、ご質問等ございますか。</p> <p>特に無いようですので、推薦書の提出をお願いいたします。</p> <p>続きまして、報告事項(1)農地転用届出の専決処分報告について、事務局、説明をお願いいたします。</p>
<p>事 務 局 長</p>	<p>6ページ、資料3をご覧ください。農地法第4条第1項第8号の規定による届出で、令和3年7月11日から令和3年8月10日までに届出があったものでございます。</p> <p>専決番号1、土地の所在が赤塚六丁目1857番1及び3の2筆です。登記簿上の地目はいずれも畑、現況は不耕作地です。面積はそれぞれ291平方メートル、606平方メートルで、転用の目的は共同住宅・駐車場でございます。届出人の住所、氏名、職業については記載のとおりです。概ねの位置ですが、下赤塚小学校の東側になります。現地の詳細については、書記から画面でご説明いたします。</p>
<p>書 記</p>	<p>現況は不耕作地となっており、令和3年7月15日完了予定、木造2</p>

	<p>階建て1棟、共同住宅と駐車場の建築予定となっております。</p>
<p>事務局長</p>	<p>続きまして専決番号2、土地の所在が新河岸二丁目71番2、登記簿上の地目は畑、現況は不耕作地です。面積は99平方メートルで、転用の目的は倉庫でございます。届出人の住所、氏名、職業については記載のとおりです。概ねの位置ですが、荒川沿い、新河岸水再生センターの東側になります。現地の詳細については、書記から画面でご説明いたします。</p>
<p>書記</p>	<p>現況は不耕作地となっており、令和3年9月着工、令和3年11月完了予定、隣地と共に使用して、長屋式の倉庫1棟の建築予定となっております。</p>
<p>事務局長</p>	<p>続きまして専決番号3、土地の所在が徳丸三丁目156番1、登記簿上の地目は畑、現況は不耕作地です。面積は335平方メートルで、転用の目的は共同住宅でございます。届出人の住所、氏名、職業については記載のとおりです。概ねの位置ですが、北野小学校の南側になります。現地の詳細については、書記から画面でご説明いたします。</p>
<p>書記</p>	<p>現況は不耕作地となっており、令和3年12月着工、令和4年3月完了予定、鉄筋コンクリート造3階建て1棟、共同住宅の建築予定となっております。</p>
<p>事務局長</p>	<p>続きまして専決番号4、土地の所在が赤塚五丁目の736番1ほか18筆です。登記簿上の地目は762番、763番2、764番4が田、そのほかは畑、現況はすべて不耕作地です。面積は合計10,728平方メートル、転用の目的は公園でございます。位置は、赤塚植物園になります。現地の詳細等については、書記から画面でご説明いたします。</p>
<p>書記</p>	<p>現況は赤塚植物園となっており、現況に対する届出でございます。多数の筆に分かれている土地を合筆して1筆にするため、地目の整理をしているとのことでした。</p>
<p>会長</p>	<p>続きまして、5条の届出について、事務局、説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>続きまして、9ページをご覧ください。農地法第5条第1項第7号の規定による届出で、令和3年7月11日から令和3年8月10日までに届出があったもの、1件でございます。</p> <p>専決番号1、土地の所在が徳丸八丁目24番10及び11の2筆でございます。登記簿上の地目はいずれも畑、現況も畑です。面積はそれぞれ</p>

<p>書記</p>	<p>れ480平方メートル、189平方メートルで、転用の目的は共同住宅です。譲渡人、譲受人の住所、氏名、職業については記載のとおりです。概ねの位置ですが、首都高速五号線及び赤塚公園の南側になります。現地の詳細については、書記から画面でご説明いたします。</p> <p>現況は畑となっており、令和3年10月着工、令和4年3月完了予定、軽量鉄骨造3階建て2棟、共同住宅の建築予定となっております。</p>
<p>会長</p>	<p>4条関係4件、5条関係1件につきまして、ご質問等ございましたら、お願いいたします。</p> <p>特にないようですので、次に進めさせていただきます。</p> <p>続きまして、報告事項(2)国有農地見回り調査の結果について、事務局、説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>こちらは書記からご説明いたします。</p>
<p>書記</p>	<p>10ページ、資料4をご覧ください。国有農地見回り調査の結果についてご報告いたします。見回り実施日は令和3年8月11日(水)、見回り実施者は事務局職員2名で確認いたしました。国有農地所在地及び公簿面積は記載のとおりです。今回の状況についてご報告させていただきます。</p> <p>10ページの(1)未貸付地と農耕貸付地は10件です。調査結果は、今回確認いたしましたところ、前回調査からの改善・変更はございませんでした。続いて、11ページの(2)転用貸付地21件です。こちらも前回の調査から状況の変化はございませんでした。</p> <p>それでは、これから画面を使いまして、現況についてご説明させていただきます。</p> <p>〔書記から国有農地の現況説明〕</p> <p>現況のご説明は以上でございます。総会終了後、調査結果については、状況の変化・変更は無い旨と合わせて雑草が繁茂していたり、不法投棄されていたりする等の状況を、東京都知事あてに報告いたします。国有農地の調査結果のご報告は以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>この件につきまして、ご質問等ございましたら、お願いいたします。</p>
<p>安井委員</p>	<p>未貸付地は借り手がいた場合は貸してもらえるのでしょうか。また、4番の小茂根の未貸付地について、倉庫の裏側にエアコンの室外機があり、誰かが勝手に使っているように見えますがいかがでしょうか。</p>

書 記	<p>貸付けについて東京都に確認したところ、不法占拠者に貸付けを行った後に買い取ってもらった事例があるようですが、その他に動きはあまりないと伺っております。</p>
農政担当係長	<p>未貸付に建物がある場合、建物の所有者に土地の貸付等を促すのが通常の手続となります。過去には買取事例がありました。東京都も手が回っておらず、現況が継続しているように感じます。</p>
安 井 委 員	<p>未貸付地で不法占拠されているところは、貸付や売却を促す等しっかりと対応する必要があると考えます。</p>
農政担当係長	<p>委員からのご意見を踏まえ、適切な対応を求める旨の意見を付して、東京都を通じて国に報告いたします。</p>
会 長	<p>他にご意見、ご質問等ございますか。 ないようですので、これをもちまして第14回定例総会を閉会いたします。</p> <p>(終了時間 午後2時25分)</p> <p>次回の日程を下記のとおり決定し散会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営委員会 9月17日(金) 午後2時00分 ・定例総会 9月28日(火) 午後2時00分